

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

2016 年の年次総会議案

2016 年 1 月 23 日(土) 午後 4 時 30 分

東京都千代田区 和泉橋区民館

2015 年 11 月 30 日

公示及びご参集のお願い

下記要綱において、特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会の 2016 年の年次総会を開催します。お忙しいことと思いますが、ぜひご参集をお願いします。

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会
理事長 齋藤修

記

- 1、 期日及び時間
総会 2016 年 1 月 23 日(土) 午後 4 時 30 分から
理事会 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで
- 2、 会場
東京都 千代田区 和泉橋区民館
- 3、 議題
 - ①2015 年次事業報告
 - ②2015 年次会計決算報告
 - ③2016 年次及び 2017 年次事業計画
 - ④2016 年及び 2017 年の年次予算計画
 - ⑤定款の改正
 - ⑥その他

以上

*** 議決権の条件:会費の納入をお願いします ***

定款の定めるところにより、この総会に議決権を有するのは、2015 年分までの会費を納入されている会員になります。未納の方は、納入をお願いします。

特別議案 定款の一部改正

定款第 5 条（3）を改正する。

【現行定款第 5 条】

（事業の種類）

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 農業に関する研修会、講習会等の開催
- (2) 農業に関する情報の収集、整理、提供
- (3) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律にもとづく食品及び飼料の生産、製造、小分け、流通、販売などに係る認定業務
- (4) 特別栽培農産物の認証
- (5) 環境保全に寄与する農産物の適正生産に関する認証及び食品の生産流通販売に係る適正生産に関する認証
- (6) ナショナル・オーガニック・プログラム（米国オーガニック法で承認された、その施行を目的とするプログラム）に基づく農産物（畜産物を含め、食用もしくは家畜飼料用の、加工の有無を問わないあらゆる農産品）の生産、取扱い（農産物の販売、加工及び梱包など）に係る認証業務
- (7) 環境保全に寄与する有機肥料工場の認証業務
- (8) 関連する他団体との交流
- (9) 農業・健康・環境等の諸問題に対する技術支援・啓発活動
- (10) 環境保全に寄与する有機酒類の製造、販売に係る認証業務
- (11) その他目的達成に必要な事業

【改正後の定款第 5 条（3）】

第 5 条 略

（1）～（2）略

(3) 農林物資の規格化等に関する法律にもとづく食品及び飼料の生産、製造、小分け、流通、販売などに係る認定業務

（4）～（11）略

【改正の理由】

2015 年 4 月 1 日より J A S 法が改正施行され、名称が変更され「農林物資の規格化等に関する法律」となった。この改正に対応して、条文中の法律名を変更する。

第1号議案 2015 年の事業活動報告

I、事業の概要

1. 肥料事業者の偽装により 2015 年の有機生産は大きな被害を受けた。本会認定の有機農産物の生産行程管理者には、ゴールド興産はもちろん太平物産の肥料にあっても使用はなく影響はありませんが、我が国の有機 J A S 認定圃場の 3 % から 4 % (推定) が格付停止状態になってしまいました。また太平物産の問題ではまったく使用していない生産行程管理者の販売にも風評被害が発生しています。こうした事態を再発させないために、緊急ですが資材の共同評価事業への取り組みを開始しました。特別栽培農産物の生産者には一部太平物産肥料の使用がありましたが実質上の問題はなく特裁基準に抵触した生産者は一人もいませんでした。

本会は信頼性の高い適正な業務を実施しました。

2. 有機農産物、有機加工食品、生産情報公表農産物、特別栽培農産物、有機肥料、有機加工酒類のいずれの認証にあっても一進一退、事業は横ばいで推移しました。
3. 有機農産物、有機加工食品、有機肥料、有機加工酒類についての講習会を実施しました。
4. 有機野菜の硝酸態窒素の測定をつづけ、ひきつづきデータ集積を行いました。測定値は、いずれも良好な値が示されました。
5. 放射性物質の畑土壌の残留把握のための定点観測を続けました。
6. 機関紙の「天地有機」、ホームページなどを通じて、有機、特別栽培の生産者の紹介・普及に努めました。
7. 機関紙「天地有機」、メール情報通信、ホームページなどを通じて、情報の発信をおこないました。

II、事業実績

一、認証事業

1、認証の実績〔2015 年 12 月 31 日現在〕

有機中央会の認定・認証事業者数は、以下の通りです。

区分	件数	合計
有機農産物生産行程管理者	57	有機関係合計 129 (昨年同期 131)
有機加工食品生産行程管理者	32	
有機農産物、有機加工食品の小分け業者	40	
特別栽培農産物事業者	70 (内福島県 5)	70 (昨年同期 70)
環境と食の安全を考えた農業生産管理適正認証 (3 割 5 割削減認証)	3	3

生産情報公表農産物の生産行程管理者	0	0
有機肥料工場の適正生産認証	6	6
有機加工酒類の認証業務	1	1
合計	209 (昨年同期 211)	

*件数は事業者数です。事業者がグループの場合には、内部の生産者の増減は考慮されません。

昨年同期との動向は、以下の通り。

- ①有機関係：増減があり、純減 1 事業者
- ②特別栽培：増減があり、総事業者数変化なし
- ④3 割 5 割削減認証：増減なし。
- ⑤生産情報公表農産物：認定事業者なし
- ⑥有機肥料工場の適正認証：増減なし
- ⑦有機加工酒類：増減なし

2、有機事業者の格付実績

2.1 有機中央会認定事業者の格付実績（単位：kg）

2009 年から最新の 2014 年までの実績の推移は、以下の通り。2014 年も増加傾向が続き大きく伸びましたがまだ原発事故前水準までもう少しというところです。生産行程管理者にあっては、2009 年水準を越えました。

①有機農産物（単位kg）

認定区分	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年
生産行程管理者	2,618,614.91	2,365,422.00	2,269,178.49	1,787,498.00	2,328,999.54	2,823,594.26
小分け業者	1,730,846.33	1,782,041.00	1,682,442.59	1,313,629.00	1,198,457.32	1,098,858.81
合計	4,349,461.24	4,147,463.00	3,951,621.08	3,101,127.00	3,527,456.86	3,922,453.07

②有機加工食品

認定区分	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年
生産行程管理者	1,538,554.59	752,617.21	150,145.84	161,153.64	196,095.10	236,008.51
小分け業者	24,550.57	54,718.75	89,181.43	28,274.84	37,953.03	60,774.96
合計	1,563,105.16	807,335.96	239,327.27	189,428.48	234,048.13	296,783.47

集計期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の行政年度

2.2 全国動向（単位：トン）（2013 年度）

2014 年の結果はまだ公表されていません。

①有機農産物

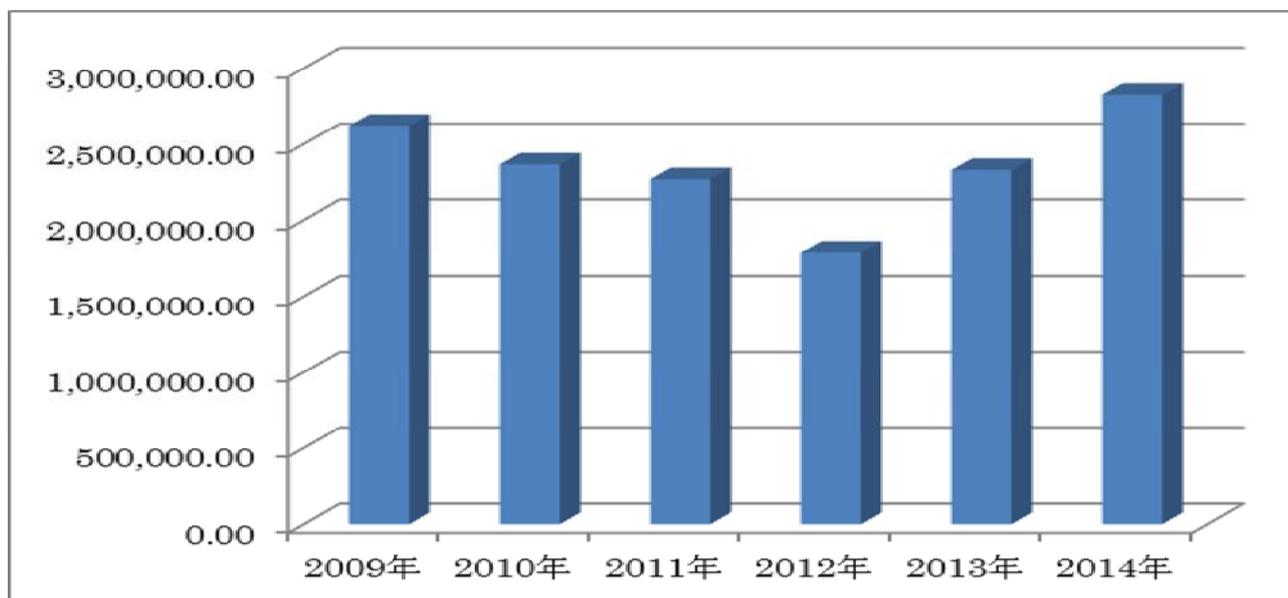
	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
国内での格付	55,928	57,342	56,415	58,192	61,258	61,309
外国での格付	1,999,034	704,204	869,943	931,595	939,351	933,222

合計	2,054,962	761,546	926,358	989,787	1,000,609	994,531
国内での格付品の国産農産物に占める割合	0.18%	0.20%	0.23%	0.24%	0.24%	0.24%

②有機加工食品

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
国内での格付	153,905	98,141	98,685	90,565	86,078	82,081
外国での格付	130,749	131,186	131,186	191,061	170,125	235,832
合計	284,654	229,327	229,871	281,626	256,203	317,913

●有機農産物の生産行程管理者の格付け実績の推移



2.3 同等性を利用しての検査証明及び輸入証明

同等性を利用しての検査証明（EU）及び輸入証明（NOP）を、申請にもとづき交付しました。

2015年の交付件数

EU（ドイツ、イギリス、フランス、デンマーク） 78件

USA 21件

カナダ 3件

【同等性について】

日本の有機 JAS 制度を自国の認証制度と同等と認めている以下の国々には、有機 JAS にもとづく認証で有機食品としての輸出が可能です。輸出相手国の認証の必要はありません。

EU28 各国

スイス

アメリカ合衆国

カナダ

3. 特別栽培農産物

70 事業者を維持しました。総面積は、約 170 ㌦です。

4. 有機肥料工場の認証

6 事業所の認証。1 事業所で講習会を実施しました。
登録した資材は、現在 11 銘柄です。

5. 有機加工酒類の認証業務

1 事業者の認証

6. 生産情報公表農産物

申請はありませんでした。

二、研修事業

1. 事業者向け講習会

1.1 本会の独自講習会

有機 JAS、特別栽培、有機肥料、有機加工酒類など全部あわせて合計 8 回実施しました。93 人の参加でした。受講修了証取得者の累計は、3,579 人になります。

対象地区	対象業種等	開催日
岩手県	有機加工酒類講習会	2015 年 1 月 6 日
全国	有機農産物の生産行程管理者及び小分け業者(基本)講習会	2015 年 3 月 10-11 日
甲信地域	特別栽培農産物緊急臨時講習会	2015 年 3 月 14 日
全国	有機加工食品の生産行程管理者及び有機加工食品の小分け業者講習会	2015 年 3 月 24-25 日
全国	有機農産物の生産行程管理者及び小分け業者(基本)講習会	2015 年 6 月 17-18 日
全国	有機加工食品の生産行程管理者及び有機加工食品の小分け業者講習会	2015 年 11 月 16-17 日
新潟県	有機農産物の生産行程管理者及び小分け業者(基本)講習会	2015 年 11 月 26-27 日
福島県	有機農産物生産に使用する肥料及び土壌改良資材の適正製造に係る基準講習会	2015 年 12 月 17 日

1.2 共同講習会

今年も 2 月には秋田県の大潟村で関係認定機関の共同の講習会を行いました。11 機関が指定する講習会になりました。大潟村地区で、48 人の参加がありました。

2. 検査員・判定員研修会

検査認証業務のために計画通り、全国 5 か所で実施しました。

研修会に出席できなかった一部検査員には、検査依頼を停止する処置をとっています。

三. 硝酸態窒素の測定

有機栽培野菜の硝酸態窒素の測定をつづけ、データーの蓄積をおこないました。千葉県、群馬県で、異なる生産者を選び有機栽培野菜の測定を行いました。

測定結果をみると、ひきつづき有機栽培野菜は一般に比べて低い値を示しています。厚生労働省が示す一般野菜の傾向に比べ 3 分の 1 以下、EU の定める上限値の 3 分の 1 程度のところに分布している様子に変化はありませんでした。

1. 測定結果

●2013 年 10 月

作物	圃場	収穫日	測定値 mg/kg
かぶ 玉	千葉県 露地	10 月 28 日	503.0
かぶ 葉・茎	千葉県 露地	10 月 28 日	1,180.0
ほうれん草	千葉県 露地	10 月 28 日	607.0
小松菜	千葉県 露地	10 月 28 日	1,140.0
みず菜	千葉県 露地	10 月 28 日	1,130.0
キャベツ	千葉県 露地	10 月 28 日	512.0
かぶ 玉	千葉県 露地	10 月 28 日	419.0
かぶ 葉・茎	千葉県 露地	10 月 28 日	1,170.0
小松菜	千葉県 露地	10 月 28 日	1,050.0
ちんげん菜	千葉県 露地	10 月 28 日	811.0

●2014 年 6 月

作物	圃場	収穫日	測定値 mg/kg
小松菜	群馬県 露地	6 月 5 日	1,030.0
小松菜	群馬県ハウス	6 月 5 日	302.0

●2014 年 10 月

作物	圃場	収穫日	測定値 mg/kg
小松菜	群馬県 露地	10 月 21 日	975.0
小松菜	群馬県 ハウス	10 月 21 日	932.0
ほうれん草	山梨県 露地	10 月 21 日	81.6
白菜	山梨県 露地	10 月 21 日	501.0
小松菜	千葉県 露地	11 月 18 日	1,320.0

●2015 年 3 月

作物	圃場	収穫日	測定値 mg/kg
小松菜	群馬県ハウス	3 月 25 日	173.0

小松菜	群馬県露地	3 月 25 日	545.0
-----	-------	----------	-------

●2015 年 11 月

作物	圃場	収穫日	測定値 mg/kg
小松菜	千葉県ハウス	11 月 12 日	674.0
小松菜	千葉県露地	11 月 12 日	627.0
ちんげん菜	千葉県露地	11 月 12 日	503.0
ほうれん草	千葉県露地	11 月 12 日	523.0
ほうれん草	千葉県露地	11 月 12 日	567.0
小松菜	千葉県露地	11 月 12 日	662.0
かぶ	千葉県露地	11 月 12 日	577.0
小松菜	千葉県ハウス	11 月 12 日	557.0
小松菜	千葉県露地	11 月 12 日	669.0

【測定条件】

- ①収穫時間は、いずれも午前 10 時前後
- ②前日と当日は晴れ（前々日は雨の場合もあれば、晴れの場合もあった）
- ③収穫日の翌日の午後に処理
- ④測定部位は断りのない限り、当該作物の可食部全体。可食部の定義は食品衛生法。

【測定】

無添加食品販売協同組合検査センター。液体クロマトグラフ法による。

【食味評価】

同じ畑で同じ時期に収穫した野菜についての食味は、認証委員会で試食し評価を行いました。評価は良好でした。

●高原のレタス（2009 年夏の測定）

測定時期	栽培方法	測定値
8 月下旬	A	620
	B	480
	C	810
	D	830
9 月上旬	A	500
	B	680
	C	1,300
	D	1,400
9 月下旬	A	1,100
	B	660
	C	1,400
	D	1,100

【測定方法】

- ①いずれも可食部全体
- ②朝の収穫。翌日測定
- ③栽培方法は、アルファベットごとと同じ。

2. 参考：厚生労働省のデータ及び EU の基準

品目	厚生労働省 データ	参考	
		英国のデータ(1999～2000 年)	EU の基準値
ほうれんそう	3560±552(9)	11～12 月 2180-2560(2) 【平均 2370】	10 月～3 月 3000
		4～10 月 25-3910(21) 【平均 1487】	4 月～9 月 2500
青梗菜	3150±1760	—	—

単位:mg/kg

四、普及及び情報提供活動

講習会の開催、天地有機発行、メール情報通信などにより行いました。天地有機では、有機栽培に取り組む生産者を紹介し、普及に努めました。天地有機に記載した生産者紹介の記事を、ホームページにも掲載し、紹介しました。

1. 講習会の開催

生産行程管理者講習会などで、最新の情報提供を行いました。

2. 天地有機の発行

天地有機は、4号発行しました。

3. メール情報通信

同等性の拡大、Q&A の追加改訂など情報発信を実施しました。

4. ホームページの維持、更新、情報提供

随時更新を進めました。

五、放射性物質の農作物への影響を軽減するための活動

畑土壌の経時変化の定点測定を続けました。

千葉県、群馬県の定点で、2011 年 9 月比 44.96%への減衰となっています。昨年は 46%

でした。

六、残留農薬検査等

圃場の来歴の影響の測定を行いました。

七、諸団体への加盟の維持及び有機 JAS 資材評価協議会

1. 加盟：以下の団体に加盟を維持し、日本有機食品認定連絡協議会では、会長機関を務めました。

IFOAM（国際有機農業連盟）

日本有機食品認定連絡協議会

2. 有機 JAS 資材評価協議会

理事機関及び判定委員長を務めました。

*なお、有機 JAS 資材評価協議会のリストに公表された資材は有機農産物 JAS 規格別表 1 に適合しているものとして取り扱うこととしています。このリストに掲載された資材については事業者のみなさんは、わざわざ資料を取り寄せ吟味する必要はありません。

八、財政基盤の確立

認証事業収入は 2014 年実績を越えましたが予算目標には到達しませんでした。研修事業は開催回数が少なかったこともあり昨年実績を下回りました。会費収入は昨年実績水準でした。厳しい状況ですが、わずかに黒字を確保しました。

III、委員会及び事務局

一、理事会

計画通り 2 回開催され、必要な承認、決裁、方針の執行を行いました。

二、監事会

会計監査を 1 回、業務監査を 1 回、料金適用監査を 4 回、それぞれ実施しました。研修会は、検査員といっしょに開催しました。

三、不服審査委員会

不服審査請求はなく、開催の必要はありませんでした。研修のみ実施しました。

四、基準委員会

計画通り 2 回開催しました。主に以下のことを検討、提言や目安の策定を行いました。

- ① 規格改正論議に対応した提言の審議
- ② 硝酸態窒素の測定値の評価
- ③ 放射性物質の測定値の評価
- ④ スプラウトの規格の評価
- ⑤ 残土を捨てられた履歴のある圃場の審査基準
- ⑥ 特別栽培農産物の抗生物質製剤の扱いについて
- ⑦ 印旛沼の循環灌漑と有機基準の運用と浄化対策の効果の検証

五、認証委員会及び検査判定の体制

1. 認証委員会

今年、定例委員会 6 回。8 月末に臨時開催を 1 回。計 7 回開催しました。230 件の認証に係る審議を行いました。8 月の臨時開催は、秋の米の収穫前に圃場条件などの指定を間に合わせて実施するためです。

*委員の 1 名増員をはかり 9 名体制としました。

*生産者委員が不在となり新しい生産者委員を求めましたが、ISO17065 の示す基準に適合（認定事業者など関係する法人に該当しない者）し、かつ委員を務めることのできる生産者はまだ見つかりません。このため、判定員だった者に、オブザーバーとして意見を求める体制としています。

2. 検査員・判定員の体制

2.1 体制

以下の体制ですべての検査判定を担当しました。

業務の区分	検査及び判定
有機農産物及び有機加工食品	検査員 21 人（11 月より 20 人）、判定員 6 人 合計 27 人（11 月より 26 人）
生産情報公表農産物	検査員 13 人、判定員 1 人 合計 14 人
特別栽培農産物	検査員 21 人、判定員 5 人 合計 26 人
福島県特別栽培	検査員 5 人、判定員 2 人 合計 7 人
有機加工酒類	検査員 2 人 判定員 2 人 合計 4 人
有機肥料工場	検査員 1 人 判定員 3 人 合計 4 人

2.2 2015 年の育成

新規採用：なし。

研修生：1 名新規採用し、研修生 2 名

六、事務局

事務局長兼検査員：1
 庶務係主任：1
 主任パート：1
 アルバイトスタッフ：5（5人でフルタイム換算1.2人）
 以上のスタッフですべての事務業務を遂行しました。

V. 防災体制

1. 職員の安全確保

非常用食料及び水の備蓄	6人・3日分の常備
非常用器具・用具	ヘルメット、バールなど非常時に必要となる工具類及びカセットコンロ、ガスカートリッジなどの器具を順次確保しています。
避難訓練	3月11日に実施

2. 業務の安全確保

機密の保持	①審査書類の機密保管（専門業者への委託） ②すべてのコンピューターへのパスワードの設定と適時の変更 ③すべてのコンピューターへのウィルス対策完備
データの安全確保	①データの自動及び複数バックアップ

VI. 監査結果

登録認定機関に対する恒例の監査が 2015 年も 6 月—12 月を監査期間として、農林水産省（直接の実施は消費安全技術センター）によって実施されました。以下の監査が行われました。いずれも特段の指摘はなく、業務は適正に実施されているものと判定される見込み（12月31日現在最終判定結果は未着）

●有機、生産情報

調査の内容	結果
認定事業者の格付品の買い上げ調査	不適合事項は検出されず、業務は適正
検査員の現地検査の立会調査	不適合事項は検出されず、業務は適正
事務所調査	不適合事項は検出されず、業務は適正

●福島県の特別栽培監査

調査の内容	結果
事務所調査	業務は適正に実施されている

最終判定：適合

第2号議案 2015 年度の決算報告

別紙

お知らせ

有機農産物の日本農林規格が改正となり、1月2日から施行となりました。改正点は、スプラウトの規格が入ったことです。身近なところでは、有機モヤシの規格です。概要は、以下の通り。

●第2条の生産の原則に追加

「スプラウト類にあつては種子に由来する生産力を含む」

●第3条栽培場の定義に追加

「スプラウト類の栽培施設（圃場を除く）」

●第4条 「スプラウト類の栽培施設に使用する種子」の項を新設

1. この表は場を使用する種子又は苗等の項1に規定する種子であること。

2. 1に掲げる種子は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。

3. 1に掲げる種子に対し、次亜塩素酸水（食塩水を電気分解したものに限る。）以外の資材を使用していないこと。

●第4条 栽培上における栽培管理についての項に、スプラウトに係ることを追加

2 スプラウト類にあつては、次の（1）から（4）までに掲げる基準に従い生産及び管理を行うこと。

（1）生産に用いる資材については、次のア及びイに掲げるものに限ること。

ア 水

イ 培地（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）であり、かつ、肥料、農薬その他の資材が施されていないものに限る。）

（2）人工照明を用いないこと。

（3）（1）及び（2）に掲げる基準に従い生産されたスプラウト類が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。

（4）（1）から（3）までに掲げる基準に適合しないスプラウト類が混入しないように管理を行うこと。

●原本を掲載しているホームページ

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/kikaku_yuki_nousa_151203.pdf

第3号議案 2016 年度の事業活動計画

I. 事業計画概要

1. 有機農産物、有機加工食品及び生産情報公表農産物の認定業務、特別栽培農産物の認証、3割・5割削減認証、有機加工酒類認証、有機肥料工場認証などの業務は、すべて継続します。
2. 生産行程管理者等の講習会及び特別栽培農産物などについての講習会は、引き続き実施します。回数を増やし12回程度の開催とする。
3. 有機栽培技術に関する情報の収集と会員への情報提供、放射性物質の畑残留調査の定点測定を続けます。
4. 有機栽培野菜の硝酸態窒素の含有量調査について継続します。残留農薬調査は、認証事業のサポート及び会員への斡旋の範囲とします。
5. 農業支援政策、関連法規制、規格の改正や解釈などに係る情報発信をおこないます。
6. 天地有機の発行、メール情報通信での情報発信、ホームページ等での情報発信をひきつづき維持します。

II. 検査認証業務

実施中の認証業務はすべて継続します。遅れていた輸入業者の認定については、検査員の研修が修了しだい開始します。

1. 実施する J A S 法関係の認定業務

1.1 認定業務を行う農林物資の範囲

- 有機農産物
- 有機加工食品
- 生産情報公表農産物

1.2 認定業務の対象とする事業者の区分

- 有機農産物の生産行程管理者
- 有機農産物の小分け業者
- 有機加工食品の生産行程管理者
- 有機加工食品の小分け業者
- 生産情報公表農産物の生産行程管理者
- 生産情報公表農産物の小分け業者

2. 特別栽培農産物について、ひきつづき本会認証システムにもとづく認証業務を維持します。
3. 福島県の登録認証機関としての業務を維持します。
4. 環境と食の安全を考えた農業生産管理適正認証（3割5割削減認証）を維持します。
5. 有機肥料工場の適正生産認証を維持します。

6. EU 諸国、アメリカ合衆国、カナダ、スイスへの有機食品の輸出を支援する検査証明等
 交付事業を維持します。

7. 有機加工酒類の認証業務を維持します。

III、研修事業

1、 研修の区分

- ① 有機農産物、有機加工食品の認定に係るもの
- ② 生産情報公表農産物の認定に係るもの
- ③ 特別栽培農産物のガイドラインの認証に係るもの
- ④ 検査員・判定員のレベルアップを目指すもの
- ⑤ 有機栽培技術の継承を進めるもの
- ⑥ 肥料の製造・販売事業者規格の周知をはかるもの
- ⑦ 有機加工酒類に関するもの

2、 計画

①おおむね、以下の範囲で計画します。

研修の区分	開催テンポ	開催地区
有機農産物、有機加工食品に係るもの		東京他、国内各地
特別栽培農産物、農作物生産の安全管理に係るもの		特別栽培の審査等にあわせて開催
生産情報公表農産物に係るもの		要望にもとづき派遣講習会として開催
有機栽培技術の継承を進めるもの		東京もしくは各地区の講習会に含める
肥料事業者講習会等適正生産に係る講習		要望にもとづき派遣講習会として開催
有機酒類		受託の派遣講習会として、必要のあるところで開催

*合計開催回数を 12 回程度とします。

② 受託講習会

希望があり、一定の人数がまとまる場所について、希望者の地に出向いて講習会を開催
 します。また講習会等への講師派遣を行います。

③ 共同の講習会

認定機関同士で共同の開催が可能な地区では、共同の開催も進めます。大潟村を予定しま
 ず。

IV、共同事業について

1. 有機 JAS 別表に適合する資材をリスト化する共同事業に積極的にかかわり貢献します。
2. 有機加工酒類の認証制度の整備を求める取り組みを進めます。

V、検査員体制及び検査員、判定員の育成

① 研修

研修の区分	開催テンポ	開催地区
検査員・判定員	5回 (1-3月) 九州は8月	北海道、東北、甲信越、関東、関西 中部、九州など

② 育成と増員

- ひきつづき検査員 1 名程度の増員と育成（短期的には契約検査員の増員）及び農産も加工もできる検査員の育成を進めます。
- 研修生の採用は、ひきつづき進めます。

VI、有機の普及、拡大、会員交流に係る活動

1. 有機の普及、拡大

有機生産の普及拡大のために各種の情報提供に努めます。

2. 天地有機などを通じた情報提供、会員の交流

天地有機は、会員の紹介・交流、情報紙としての役割を担っています。この点をひきつづき充実させたい。

3. 本会ホームページを会員のみなさんの紹介に引き続き提供します。

VII、農薬の飛散等、審査基準の信頼性向上のための調査及び放射性物質による

汚染調査

1. 農薬の飛散や土壌等の調査

できる範囲での調査はおおむね終了しましたので、今年も事故などがあつた場合の対策や審査のために調査が必要な事項のみに限定します。

2. 放射性物質の調査

定点観測のみとします。

VIII、施肥と硝酸態窒素の含有量調査

今年も、20 点の範囲で測定を予定します。

IX、財政基盤の確立と検査判定のシステムの効率的運用

1. 適切な正味財産の確保

円滑かつ安定した業務の運営のために、ひきつづき適切な正味財産の確保を進めます。

2. 会員料金の適用は、申請受理時に会費が納入されていることを原則とします。

3. 運転資金の拡充

正味財産がまだ必要な運転資金を賄うところに到達していませんので、借入金での運転資金の拡充をひきつづき進めます。

4. 認定手数料が滞納防止のため、料金の徴収方法の検討を行います。

X、委員会活動及び組織体制

1. 理事会

1 月と 5 月の 2 回を予定します。(1 月 23 日及び 5 月 14 日 (見込))

2. 基準策定委員会

4 月と 11 月の 2 回開催します。(4 月 9 日、11 月 12 日)

3. 認証委員会

奇数月の第 3 土曜日に定例で開催します。加えて 8 月第 5 土曜日に開催します (8 月 27 日)。

4. 公平性委員会

1 月に開催します。(1 月 30 日)

5. 不服審査委員会

不服審査の請求がある場合に開催します。

6. 監事会

会計監査、業務監査、特別監査を実施します。

7. 事務局

①当面、現状の人員数で進めます。

②スタッフの能力向上のため、事務局職員の研修にひきつづき積極的に取り組みます。

③特別栽培審査の繁忙期には、今年も農薬調査スタッフの募集を行います。

8. 専門技術委員会

組織する体制がとれないので、一時凍結のままとします。

XI、関係諸団体との関係

1. 以下の組織への加盟を維持します。

①IFOAM

②日本有機食品認定連絡協議会

③有機 JAS 資材評価協議会

2. 関係機関との協力

有機生産の普及や審査業務の向上のために関係機関との協力をします。

2017 年度の事業活動計画

1. 2016 年に実施している認証事業、研修事業及びその他の事業について、継続します。
2. 諸団体との関係も維持します。
3. 有機食品の普及・啓発に努めます。
4. 天地有機・メール情報などを通じて、情報の提供、会員の交流を進めます。
5. 財政基盤の確保のために正味財産の増加に努めます。

第4号議案 2016 年度及び 2017 年度の予算

別紙

以上

総会の会場案内

東京都千代田区 和泉橋区民館

所在地 〒101-0025 神田佐久間町 1-11

交通

JR 秋葉原駅昭和通り口から徒歩 2 分 都営新宿線岩本町駅から徒歩 3 分

東京メトロ日比谷線秋葉原駅から徒歩 1 分 *書泉ブックタワーが隣にあります。目印です。

2016 年春の講習会

- 有機農産物の生産行程管理者及び小分け業者
(予定) 1 月 27 日 (水) - 28 日 (木) 東京 ちよだパークサイドプラザ
- 秋田県大潟村有機農産物の生産行程管理者共同講習会
(予定) 2 月 25 日 (木) - 26 日 (金) 秋田県大潟村
- 有機加工食品の生産行程管理者及び小分け業者
(予定) 3 月第 3 週予定 東京
- 特別栽培農産物と肥料についての講習会
(予定) 福島県で開催の予定 3 月第 4 週を予定